



JFRL 情報宅配

* 農林水産省 * (<http://www.maff.go.jp/>)

1. [放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について] (令和 3 年 7 月 20 日 消費・安全局、生産局、林野庁、水産庁)

放射性セシウムによる農地土壌の汚染拡大を防ぐとともに、食品衛生法上問題のない農畜産物の生産を確保するため、農林水産省は、肥料や土壌改良資材、培土、そして飼料に含まれる放射性セシウムの暫定許容値を設定しています。

<https://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/supply.html>

2. [食育メールマガジン (第 13 号) 発行] (令和 3 年 7 月 29 日)

農水省からの情報 (抜粋)

「第 16 回食育推進全国大会 in いわた」の見逃し配信を開始しました

<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/e-mag/bk/013mag.html>

* 厚生労働省 * (<https://www.mhlw.go.jp>)

1. [「食品、添加物等の規格基準の一部改正について (牛乳等の容器包装等に関する規格基準の改正) 」] (令和 3 年 7 月 30 日 薬生食監発 0730 第 5 号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000814791.pdf>

- ・「食品、添加物等の規格基準の一部改正について(牛乳等の容器包装等に関する規格基準の改正)」(薬生食監発 0730 第 5 号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000814791.pdf>

- ・牛乳等の容器包装等に関する規格基準の改正に係る御意見の募集について寄せられた御意見について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210012&Mode=1>

2. [食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件について (小麦中のデオキシニバレノールに係る規格値の設定)] (令和 3 年 7 月 30 日 薬生食監発 0730 第 8 号)

<https://www.mhlw.go.jp/content/11135200/000814793.pdf>

- ・「食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(案)」(小麦中のデオキシニバレノールに係る成分規格の設定)に関する御意見の募集結果について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200347&Mode=1>

3. [令和 3 年度モニタリング検査実施通知] (令和 3 年 8 月)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17894.html

4. [「食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政省令について」及び「食品衛生法等の一部を改正する法律による改正後の食品衛生法第 18 条第 3 項の施行に伴う関係告示の整備について」の一部改正について] (生食発 0805 第 1 号 令和 3 年 8 月 5 日)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000813309.pdf>

* 消費者庁 * (<https://www.caa.go.jp/>)

1. [第 3 回食品添加物の不使用表示に関するガイドライン検討会議事録] (2021 年 7 月 21 日食品表示企画課)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/review_meeting_006/024813.html

2. [「機能性表示食品に関する質疑応答集」の一部改正について] (令和 3 年 8 月 4 日消食表第 340 号)

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/foods_with_function_claims/notice/

・機能性表示食品に関する質疑応答集(令和 3 年 8 月 4 日一部改正)

・ガイドラインに則した事前確認を適切に実施できる体制が構築されている団体(質疑応答集問 79 及び問 123 関係)

3. [「医療施設等における病者向け食品の利用実態等に関する調査結果」を公表しました](2021 年 07 月 30 日)

<https://www.caa.go.jp/notice/entry/025114/>

* 今月のトピックス *

【賞味(消費)期限設定の試験について】

食品表示における賞味(消費)期限表示は、消費者にとって商品選択の大きな目安となります。厚生労働省および農林水産省では、「食品期限表示の設定のためのガイドライン」を策定し、客観的な項目(指標)に基づき、期限を設定する必要があるとしています。

新たな製品の賞味(消費)期限を設定したい、現在ある製品の期限を延ばしたいというご相談をいただいた際、私どもでは、お客様の製品特性や製品がどのように変化していくか等の情報をお伺いしながら、以下の流れで試験をご提案しています。

【保存試験の設計】

①消費・賞味期限の仮設定

同種の製品を参考に、販売サイクル等から推測される期限をお伺いします。

②保存試験期間の仮設定

保存期間を決めます。保存期間の設定は、安全係数を考慮し、設定した表示期限の1.2~1.5倍(安全係数0.8以上)を目安に設定します。

③試験条件の設定

表示する保存方法により実際に製品を保存して変化を確認し、製品特性から試験を実施する項目(理化学試験、微生物試験、官能評価)、及び測定点を決めます。

④保存試験の実施

仮設定した条件で実際の試験を行い、試験データを取ります。

⑤期限の設定

試験データをもとに、設定が正しいかを検証し、必要に応じて補正を行い、期限を決定します。

【現在販売している製品の消費・賞味期限延長試験の設計】

実際に販売している製品を有効に使って検証する方法になります。

製造日の異なる製品を準備いただき、同時に試験を実施し、そのデータから設定が正しいかを検証、補正していきます。

<イメージ図> 70日の賞味期限を90日に延長する場合



賞味期限の過ぎた110日前(90日の約1.2倍)の製品

賞味期限の過ぎた90日前の製品

現在設定の賞味期限品

製造直後の製品

4つの製造日違いの製品を同時にまとめて試験することで1度に4つのデータを比べ、品質の劣化がなければ70日の賞味期限を90日の賞味期限に延長することが出来ます。

消費・賞味期限設定のご相談については、アンケートをお送りし、お取り扱いの製品についてお伺いした後、試験についてご提案しています。

ホームページよりよりお気軽にお問い合わせください。

お問合せページ：<https://www.jfrr.or.jp/contact/create>



☆お知らせ☆

第10回技術成果発表会のご案内を今週配信いたします。ご参加お待ちしております。

内容についての問合せ、配信アドレスの変更・追加配信希望・配信停止はHPのお問合せよりお願いいたします。<https://www.jfrr.or.jp/contact/create>